

契 約 書 (案)

1. 件 名 一般乗用旅客自動車の雇上 (つくば地区)
2. 契約金額 別紙運賃及び料金表のとおり
3. 契約期間 令和6年 4月 1日から
令和7年 3月31日まで

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

発注者 住 所 茨城県つくば市立原1番地3
氏 名 契約職
国立研究開発法人建築研究所
理 事 長 澤地 孝男

受注者 住 所
氏 名

第1条 受注者は、発注者（発注者の係員及び乗車する者を含む。以下第2条についても同様とする。）の注文を受けたときは、すみやかに発注者の指定する場所に配車し、その指示に従うものとする。ただし、発注者の指定した場所付近に空車がないときは、受注者は発注者にその旨を通知して時間の延長又は引き受けられない事の実情を説明するものとする。

第2条 発注者は乗車に際し、発注者の発行する乗車伝票に必要事項を記入し、運転者に渡すものとする。

2 運転者は、発注者の降車に際し、発注者に領収書等を発行するものである。

第3条 受注者は、前条により受領した乗車伝票により1月ごとの請求金額を算出し、発注者に支払いを請求するものとする。なお、請求時には、当該乗車伝票を添付するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受領したときは、その請求書が適法と認めた日より60日以内に支払うものとする。

3 発注者の責に帰すべき事由により前項の支払が遅れた場合には、受注者は発注者に対して、その請求額に遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合を乗じて得た額の遅延利息の支払を請求することができる。

第4条 発注者は、この契約に係る乗車伝票を紛失したときは、すみやかに受注者に通知するものとする。ただし、紛失した乗車伝票を他人が使用した場合は、発注者の負担とする。

第5条 現行認可料金に変更があったときは、これに準じて契約金額を変更するものとする。

第6条 発注者は、受注者に次の各号の1に該当する事由があるときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)受注者が、特別の事由もなくこの契約の履行を怠ったとき。

(2)この契約の履行に際して、受注者又は受注者の代理人もしくは使用人に不正な行為があったとき。

(3)受注者が、この契約の解除を申し出たとき。

(4)受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団

員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第7条 この契約に定めのない事項及び発注者と受注者の間に紛争又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

運賃及び料金表

1) 距離制運賃

・特大車	初乗運賃	2 kmまで	円
	加算運賃	2 4 2 m増す毎に	円
・大型車	初乗運賃	2 kmまで	円
	加算運賃	2 5 8 m増す毎に	円
・普通車	初乗運賃	2 kmまで	円
	加算運賃	2 7 7 m増す毎に	円

2) 時間距離併用制運賃 時速10km以下の走行時間について

・特大車	1分30秒まで毎に	円
・大型車	1分35秒まで毎に	円
・普通車	1分40秒まで毎に	円

3) 時間制運賃

・特大車	初乗運賃30分まで	円
	加算運賃30分まで毎に	円
・大型車	初乗運賃30分まで	円
	加算運賃30分まで毎に	円
・普通車	初乗運賃30分まで	円
	加算運賃30分まで毎に	円

4) 待料金

・特大車	1分30秒まで毎に	円
・大型車	1分35秒まで毎に	円
・普通車	1分40秒まで毎に	円

5) 割増運賃

22時から5時まで	割増
-----------	----

6) 障害者割引

障害者の乗車区間に限る	割引
-------------	----

7) 迎車回送料金

回送距離について、2 kmを限度として実車扱いとし、初乗運賃額を限度とする